

## ○県制度融資を利用できる範囲

県内に事業所を有する中小企業者(個人、会社)、組合、医業を主たる事業とする法人及びNPO法人で次の要件を備えている方が利用できます。

※取扱金融機関、保証協会等の審査の結果、利用できない場合があります。

### ◇融資対象者

(1) 中小企業者(中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号)

業種	資本金	従業員数
製造業・建設業・運送倉庫業	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※会社の場合は、資本金又は従業員数のいずれか一方が該当すれば対象。

(2) 協同組合等(中小企業信用保険法第2条第1項第3号、第4号及び第7号から第11号)

### ◇融資対象業種

○信用保証協会の信用保証の対象となる業種

次の業種以外の業種が対象

- ・農業
- ・林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)
- ・漁業
- ・金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)

○射幸性、遊興性の強い業種(公序良俗に反する業種)や本来的に中小企業として馴染まない業種(宗教など)は対象外とする。

○当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあっては、その許認可等を受けていること(既に申請中であって、許認可等を受けることが確実である場合を含む)。(参照P2「営業許可等を必要とする業種」)

### ◇資金使途

○制度融資の対象となる資金使途は、中小企業者の行う事業の振興に必要な資金(=事業資金)でなければならないため、次のようなものに使用される場合は、対象外とする。

- ・生活資金、住宅資金、投機資金、土地の取得(成長産業分野支援資金、地震リスク分散資金及びふじのくにフロンティア推進資金を除く)
- ・設備については、申込み以前に契約又は既に設置されているもの
- ・法人設立のための出資金(新分野貸付の2を除く) 等